

## 随意契約理由書

工事名：一般国道（新）371号 舗装工事（その4）

工事場所：河内長野市天見地内

本件工事は、一般国道371号 石仏バイパス（3工区）の延長約3.4kmの舗装工事を実施するものである。

国道371号は、河内長野市を起点とし、和歌山県串本町に至る府県間道路である。本計画区間の現道は、交通量が多いにもかかわらず狭隘部や急カーブが連続していることから、現道に並行して新たに石仏バイパスを整備することにより、交通渋滞解消と交通事故減少を図り、大阪府と和歌山県の地域間連携の強化、物流の効率化及び地域の活性化に資することを目的とするものである。

本件工事は当初、「一般国道（新）371号 舗装工事（その1）」及び「一般国道（新）371号 舗装工事（その2）」として一般競争入札(実績申告型)において、「その1」は「厚さ250mm以上、2700m<sup>2</sup>以上のコンクリート舗装及び4500m<sup>2</sup>以上のアスファルト舗装工事の実績を有すること」、「その2」は「厚さ250mm以上、2800m<sup>2</sup>以上のコンクリート舗装及び8600m<sup>2</sup>以上のアスファルト舗装工事の実績を有すること」を入札参加条件とし令和5年8月4日に公告を行った。令和5年8月31日に開札したが、資格確認の結果、入札参加資格を満たす入札者が無かったため取り止めとなった。

再度、「一般国道（新）371号 舗装工事（その3）」として一般競争入札(実績申告型)において「2800m<sup>2</sup>以上のコンクリート舗装工事の実績を有すること」を入札参加条件とし令和5年10月27日に公告を行った。令和5年12月4日に開札したが、全者が最低制限価格未満の入札であったため取り止めとなった。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づき、随意契約を行うものとする。

入札参加条件については、「2800m<sup>2</sup>以上のコンクリート舗装工事の実績を有すること」とする。